

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルを安全かつ適切に運用管理するための諸手続を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則における用語の用法については、以下別途定めるものを除き、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程の例によるものとする。

第2章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの運用管理

(システム管理責任者)

第3条 システム管理責任者は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの安全かつ適正な運用管理を行うため、次の業務を行う。

- (1) ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの利用に係る管理責任者の指導及び監督
- (2) ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの利用に係る利用機関識別番号(利用機関コード)、利用者識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)の管理
- (3) サーバへのアクセス状況・稼働状況の確認、データの保全状態の把握、取得したアクセスログの検証及びデータのバックアップの実施等
- (4) その他しずおかバーチャル・メガ・ホスピタルの運用及び管理に関すること。

2 システム管理責任者は、前項の業務を補助するためシステム管理補助者を置くことができる。

(システム管理補助者)

第4条 システム管理補助者は、システム管理責任者が指名する。

- 2 システム管理補助者は、システム管理責任者の指示を受け、次の業務を行う。
 - (1) システム管理責任者の業務の一部の代行
 - (2) システム管理責任者不在時の業務の代行
- 3 システム管理補助者は、業務状況について適宜システム管理責任者に報告

しなければならない。

(参加機関管理責任者)

第5条 参加機関管理責任者は、次の業務を行う。

- (1) 当該機関に設置したふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルのための機器、ソフトウェア等でシステム管理責任者が許可した機器(以下「接続機器」という。)の管理
- (2) 当該機関に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 当該機関の利用者の指導及び監督
- (4) アクセスしたデータの管理

(ウィルス対策)

第6条 参加機関管理責任者は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルへのコンピュータウィルスの侵入の防止等セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者は、ウィルスパターンファイルを最新化し、コンピュータウィルスがふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに侵入しないよう注意しなければならない。

(参加申込等)

第7条 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに参加しようとする場合は、参照施設の場合「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」ネットワークシステム参加申込書(様式1)により、開示施設の場合「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」ネットワークシステム参加申込書(様式5)により申請する。

- 2 参加機関の長は、参加機関管理責任者を置く。
- 3 参加機関管理責任者は、利用者を定める。
- 4 参加機関の長は、利用者がふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの利用をしなくなった場合には、速やかにシステム管理責任者に登録抹消申請を行わなければならない。
- 5 参加機関の長は、利用者の変更があった場合は、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。
- 6 システム管理責任者は、長期間利用していない利用者の登録を抹消することができる。

(利用者)

第8条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自らの利用者識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)を他人に開示、又はこれを第三者に利用させること。
- (2) Winny その他のP2P ファイル交換ソフトの接続機器へのインストール及びその使用
- (3) 接続機器を当該機関外へ移動させること
- (4) 主治医の許可なしに病名を患者本人に公開すること。

(書式の追加変更)

第9条 同意を得るための文書及び様式1～5の書式変更を行う場合、また細則に付随する書式を新たに加える場合は、ふじのくにねっと統括責任者の認可を得ること。

(障害の発生)

第10条 利用者が故意又は第6条若しくは第8条の規定に違反することによりふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに障害を発生させ、又は接続機器を亡失若しくは破損させた場合、当該参加機関は、その故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した経費を負担しなければならない。

第3章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの運用

(ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル接続の手順)

第11条 参加機関の長は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル利用のために必要な次に掲げる諸作業を実施するものとする。

- (1) 参加機関管理責任者を任命すること。
 - (2) システム管理責任者が既定するセキュリティ基準を満たしたふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運営上必要な機器を準備すること。
 - (3) ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの運営上必要とされるセキュリティ基準に適合した機器及び通信手段を準備すること。
 - (4) 機関内の管理運用規程を作成して文書化し機関内に周知徹底させること。
- 2 参加機関の長は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに接続する場合、統括責任者に対して、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの趣

旨に同意し、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程に規定される責務を管理責任者に遵守させるとともに、システム管理責任者に参加申込書及び当該事業の実施に伴う責務を負う旨の同意書兼誓約書（様式3）を提出する。

- 3 システム管理責任者は、参加申込書（様式1）及び同意書兼誓約書（様式3）に基づき、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル利用権限を当該機関に与えるとともに、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル側の受け入れ体制を準備整備する。

- 4 システム管理責任者は、参加申込書（開示施設用）（様式5）及び同意書兼誓約書（様式3）に基づき、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル開示権限及び利用権限を当該機関に与えるとともに、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル側の受け入れ体制を準備整備する。

（利用権の認定及び交付）

第12条 参加機関管理責任者は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル利用のため、参加申込書により利用権（ユーザーID）を取得して利用するものとする。

（開示施設の接続）

第13条 VPN対応ルータによりふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに接続する場合は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル専用の機器を使用しなければならない。

- 2 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル専用の機器は、ウイルス対応ソフトをインストールしたものを使用する。
- 3 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに接続された機器によるふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル以外へのインターネット、メール等の外部接続は原則禁止する。

（参照施設の接続）

第14条 参照施設の参加機関管理責任者は、VPN対応ルータ及びVPNクライアントソフトを用いてふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルにIPsecVPNによりトンネリングする。

- 2 管理センターより配布された証明書を接続機器にインストールし、SSLを用いて接続をする。
- 3 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに接続する機器については、ウ

ウイルス対応ソフトをインストールしたものを使用する。

- 4 ウイルス定義ファイルについては、参加機関管理責任者の責任において常に最新化を行うものとする。

(様式)

第15条 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに関する書類の様式は、別紙のとおりとする。

第4章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルのデモ機器の運用

(デモ機器の運用)

第16条 協議会は、第13条に規定する参照施設の接続機器と同等又はそれ以上のセキュリティが確保されたモバイルのデモ機器を保有し、システム管理責任者がその管理を行うものとする。

附則

この細則は、平成23年2月1日から施行する。

この細則は、平成24年10月15日から施行する。